

東日本大震災からの復旧・復興の実現を求める意見書

東日本大震災から1年6カ月が経過し、被災地では今なお、復旧・復興に向けた懸命な努力が続けられており、被災者の生活再建や防災集団移転対策、膨大な災害廃棄物の処理、地域経済の再生など、山積する課題に取り組んでいる。

国においては、発災以来、大震災からの復旧・復興に向け、これまでも数次にわたる復興交付金の交付や関連法の制定など、さまざまな支援策を講じてきているものの、被災した基礎自治体においては、被災者の生活再建など、山積する課題の早期取り組みが求められており、予算制度の拡充・強化をはじめとして、制度の柔軟な運用や新たな取り組みなどが必要となっている。

よって国及び県は、被災地の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 防災集団移転対策事業等で、住宅建替え及び修繕した場合の消費税課税について、特例措置を講ずること。
- 2 がけ地近接等危険住宅移転事業が復興交付金事業対象とする旨の被災者への周知は平成24年8月以降であった。本市では、平成24年4月末日まで233世帯が個別移転をしていることから、遡及交付の特例措置を講ずること。
- 3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅（「みなし仮設」）について、防災集団移転促進事業などの状況に応じ入居期間の再延長を認め、その財政措置を講ずること。
- 4 JR仙石線の早期全線開通を、東日本旅客鉄道株式会社に強く働きかけるとともに、必要な措置を講ずること。
- 5 国の政策により震災復興が進められているが、今後の政治・社会情勢の変化に捉われることなく促進すること。
- 6 復旧・復興事業のためのマンパワー（職員等）の確保について、さらなる支援拡充を図ること。
- 7 被災者生活再建支援制度のさらなる拡充と、宅地の復旧・かさ上げ、住宅の再建・補修に要する費用に資金的援助の支援策を講ずること。
- 8 被災児童生徒就学支援など、臨時特例交付金による就学援助を平成27年度以降も継続すること。
- 9 被災した被保険者にかかる医療費の一部負担金免除、国民健康保険税の減免、後期高齢者医療制度及び介護保険制度の保険料・利用料減免措置について全面的な財政支援を継続すること。
- 10 農業・漁業・商工業等地域産業の復興・再生に対する支援事業について、平成25年度以降も継続すること。
- 11 農業・漁業の生産物等に含まれる放射線物質について検査体制の早急な確

立と、風評被害への適切な対策を講ずること。また、農業・漁業及び観光等にかかる損害賠償の拡大と迅速な対応をすること。

- 12 海岸堤防整備事業における防潮施設は、計画事業期間内に整備すること。
- 13 被災した農地・用排水機場・農地海岸堤防等の復旧事業は、早期（3年以内）に整備完了すること。
- 14 被災による学校再編で統合される小学校、中学校及び社会教育施設の高台等への移設について、他の制度の柔軟な運用を図り、必要な財源措置を講ずること。
- 15 災害公営住宅の県委託分について、速やかに事業執行すること。
- 16 国の東日本大震災復興緊急保証の活用による、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を延長すること。
- 17 震災により鳴瀬川河口部の堆砂が激増し、基幹産業である漁業に多大なる影響が生じていることから、早急に対策を講ずること。
- 18 震災により破堤・地盤沈下し恒常的に滞水した農地は、画一的に復元せず現状に即した土地利用を図るための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月11日

宮城県東松島市議会議長 五野井 敏 夫

提出先

衆議院議長	横 路 孝 弘	
参議院議長	平 田 健 二	
内閣総理大臣	野 田 佳 彦	
財務大臣	城 島 光 力	
国土交通大臣	羽 田 雄一郎	
復興大臣	平 野 達 男	
総務大臣	樽 床 伸 二	様
厚生労働大臣	三 井 辨 雄	
文部科学大臣	田 中 眞紀子	
農林水産大臣	郡 司 彰	
環境大臣	長 浜 博 之	
経済産業大臣	枝 野 幸 男	
宮城県議会議長	中 村 功	
宮城県知事	村 井 嘉 浩	